



鳥取県公報

平成18年 8月11日(金)
第 7 8 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (586) (東部総合事務所福祉保健局) 1
	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (587) (") 1
	指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (588) (") 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (589) (西部総合事務所県民局) 2
	土地改良区の役員の就退任 (590) (西部総合事務所農林局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (591) (日野総合事務所福祉保健局) 4
	介護保険法による指定調査機関の指定 (592) (長寿社会課) 4
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (593) (水・大気環境課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (594~596) (森林保全課) 5
公 告	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) 7
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 8
調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 9
	随意契約の相手方の決定 (病院局総務課) 10
正 誤	平成18年 7月28日付鳥取県告示第535号中訂正 10

告 示

鳥取県告示第586号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 8月11日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人鳥取福祉会 理事長 中嶋昇	鳥取市市場二丁目 1	鳥取福祉会訪問介護ステーション	鳥取市市場二丁目 1	平成18年 4月 1日

鳥取県告示第587号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の所在地を

変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人 桜坂デイサービスセンター 理事長 山元美津江	鳥取市吉成91 - 16	特定非営利活動法人 桜坂デイサービスセンター	鳥取市吉成91 - 16	平成18年5月19日

鳥取県告示第588号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人鳥取福祉会 理事長 中嶋昇	鳥取市市場二丁目1	鳥取市南居宅介護支援センター	鳥取市市場二丁目1	平成18年4月1日

鳥取県告示第589号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年9月14日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年8月11日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 申請のあった年月日
平成18年7月14日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人日本野鳥の会鳥取県支部
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
福田 紀生
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市青木1116

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

鳥取県支部は、県民に対し、野鳥に接して楽しむ機会を設け、また野鳥に関する科学的な知識及びその適正な保護思想を普及することにより県民の間に自然尊重の精神を培い、もって人間性豊かな社会の発展に資することを目的とする。

鳥取県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年8月11日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	川 島 正 壽	西伯郡大山町名和1398 - 1
"	舩 田 愛 治	西伯郡大山町御来屋781
"	野 口 誠	西伯郡大山町名和160 - 1
"	金 田 要 一	西伯郡大山町名和98
"	橋 本 啓太郎	西伯郡大山町門前30
"	大 原 毅	西伯郡大山町加茂26
"	野 口 雄 幸	西伯郡大山町加茂310 - 1
"	山 根 宏 美	西伯郡大山町加茂980
"	荒 松 利 広	西伯郡大山町加茂511 - 1
"	木 村 初 男	西伯郡大山町古御堂732 - 2
"	杉 原 純 治	西伯郡大山町富長68
"	鳥 橋 千 廣	西伯郡大山町富長69 - 1
監 事	岩 波 宏 承	西伯郡大山町御来屋782
"	林 原 清 志	西伯郡大山町門前27
"	宮 川 修 三	西伯郡大山町名和10

平成18年7月23日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	川 島 正 壽	西伯郡大山町名和1398 - 1
"	舩 田 愛 治	西伯郡大山町御来屋781
"	松 原 敦 徳	西伯郡大山町名和203
"	金 田 要 一	西伯郡大山町名和98
"	橋 本 啓太郎	西伯郡大山町門前30
"	森 田 和 年	西伯郡大山町加茂145
"	野 口 勉	西伯郡大山町加茂284 - 2
"	荒 松 豪	西伯郡大山町加茂552
"	木 町 國 昭	西伯郡大山町加茂546
"	池 信 靖 夫	西伯郡大山町門前1098
"	杉 原 尚 禮	西伯郡大山町富長71
"	杉 原 耕 治	西伯郡大山町富長99
監 事	田 草 健 二	西伯郡大山町名和1324

〃 田 中 明 西伯郡大山町加茂240
 〃 木 村 初 男 西伯郡大山町古御堂732 - 2
 平成18年7月24日就任 任期 4年

鳥取県告示第591号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービス事業の種類	指定年月日
日野病院組合 管理者 景山 享弘	日野郡日野町野田332	介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町大字武庫475	介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	平成18年8月1日

鳥取県告示第592号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の30第1項の規定に基づき、指定調査機関を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	住所	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月日
有限会社保健情報サービス	米子市車尾六丁目2 - 22	米子市西福原二丁目1 - 1	平成18年7月28日
特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス	鳥取市湖山町東二丁目164	鳥取市湖山町東二丁目164	〃
財団法人総合健康推進財団	東京都千代田区内神田三丁目3 - 4	鳥取市田園町四丁目163 - 1	〃
特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク	東京都千代田区九段南四丁目7 - 5	東京都千代田区九段南四丁目7 - 5	〃

鳥取県告示第593号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和44年 4月23日から平成23年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
削除する部分 米子市皆生温泉三丁目の一部
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第594号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年 8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字大背字徳遠坊1459の1、1459の2、大字毛谷字家石下平301、大字篠坂字倉石565
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第595号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年 8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町田原谷字堂屋敷535、字大鳴谷536、字舟谷537の2、字ヲ子ノ尾538の3、青谷町紙屋字堂谷633の1、青谷町楠根字八布施653の7、青谷町澄水字大谷東平686の6、字大谷西平687の5、字奥冥加谷688の1、青谷町八葉寺字西菅原863の51、青谷町桑原字猿渡815の1、字登尾816の1から816の19まで、字登尾東平817の1から817の5まで、字鳴シ谷818の1、字猿渡東平819の15、819の23、819の24、字ヲキナ谷821の11、字飯盛山845の1、845の2、845の4（次の図に示す部分に限る。）、字白石山846、字石トコ谷847、字土谷奥849、字フタマタ851の1、851の2（次の図に示す部分に限る。）、字口大瀧919、字口高菅谷924の1、924の2、字モグラ谷926、字サガリカヤ927の3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第596号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町関金宿字大阪谷2156の1、2157の1、2157の2、2157の15、2157の16、字本池谷2158の1から2158の3まで、2159の1、字池谷の内三2160の1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町関金宿字堤谷1400の1、1401、1402

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町関金宿字湯の奥1391の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第35回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成18年8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成18年10月13日（金） 午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁本庁舎 1階講堂

2 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）	2時間

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）をはり付けたもの）及び受験票（カラー写真をはり付けたもの）を、平成18年8月15日（火）から同年9月11日（月）までの間に住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成18年9月11日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものにより受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し切手を添付すること。

また、受験願書及び受験票は、各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送する。

(2) 受験についての詳細は、各総合事務所県土整備局に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年8月11日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成18年9月5日 午前10時から午後 4時まで	鳥取市東町一丁目220鳥取県庁 県議会棟2階執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署 の管内に居住する者
経験者講習		平成18年9月22日 午後1時30分から	倉吉市清谷町一丁目10鳥取県倉 吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

午後4時30分まで

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 5時間
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年8月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | パソコンシステムの賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成18年7月10日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ケイズ
米子市両三柳2864 - 16 |
| 5 落札金額 | 29,433,600円（月額613,200円。消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成18年5月30日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立米子南高等学校
米子市長砂町216 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年8月11日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立中央病院診療材料等一括購入業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成18年7月7日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 小西医療器株式会社
大阪府大阪市中央区北浜東2 - 10
- 5 契約金額 2,766,084,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 公募型プロポーザル方式による選定により、他の物品等又は特定役務をもって代替させることができないものの調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号）
- 7 契約事務担当部局の名称
及び所在地 鳥取県立中央病院事務局経営課
鳥取市江津730

正 誤

平成18年7月28日付鳥取県告示第535号（県営土地改良事業の工事の完了について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

行 5 から13まで

誤	県営土地改良総合整備事業会見地区暗渠排水	平成9年6月2日
	県営土地改良総合整備事業会見地区客土	平成10年1月29日
	県営土地改良総合整備事業会見地区農業用排水	平成10年3月25日
	県営土地改良総合整備事業会見地区農道整備	平成10年3月31日
正	県営土地改良総合整備事業会見第2地区暗渠排水	平成9年6月2日
	県営土地改良総合整備事業会見第2地区客土	平成10年1月29日
	県営土地改良総合整備事業会見第2地区農業用排水	平成10年3月25日
	県営土地改良総合整備事業会見第2地区農道整備	平成10年3月31日